北上市市税条例の一部を改正する条例

北上市市税条例（平成３年北上市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（納税証明事項） 第８条　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第１８５号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第10条　納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第36条、第37条若しくは第40条（第52条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第41条の４第１項（第41条の５第３項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第42条第１項（法第３２１条の８第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第51条、第72条、第85条の６第１項、第87条第２項、第１００条第１項若しくは第２項、第１０4条第２項、第１０7条、第１１6条第１項、第１２3条第３項又は第１４9条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限	（納税証明事項） 第８条　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第１８５号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第10条　納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第36条、第37条若しくは第40条（第52条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第41条の４第１項（第41条の５第３項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第42条第１項（法第３２１条の８第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第51条、第72条、第87条第２項、第１００条第１項若しくは第２項、第１０4条第２項、第１０7条、第１１6条第１項、第１２3条第３項又は第１４9条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第１

とする。以下第１号、第２号及び第５号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第１号から第４号までに掲げる期間並びに第５号及び第６号に定める日までの期間については、年7．3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)　［略］

(2)　第85条の６第１項の申告書、第１００条第１項若しくは第２項の申告書又は第１１6条第１項の申告書に係る税額（第４号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から１月を経過する日までの期間

(3)　第85条の６第１項の申告書、第１００条第１項若しくは第２項の申告書又は第１１6条第１項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間

(4)～(6)　［略］

（所得割の課税標準）

第17条　［略］

２　［略］

３　法第23条第１項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第22条の２において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

号、第２号及び第５号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第１号から第４号までに掲げる期間並びに第５号及び第６号に定める日までの期間については、年7．3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)　［略］

(2)　第１００条第１項若しくは第２項の申告書又は第１１6条第１項の申告書に係る税額（第４号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から１月を経過する日までの期間

(3)　第１００条第１項若しくは第２項の申告書又は第１１6条第１項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間

(4)～(6)　［略］

（所得割の課税標準）

第17条　［略］

２　［略］

３　法第23条第１項第15号に規定する特定配当等（次項及び第22条の２において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金

	額を除外して算定する。
４～６　［略］	４～６　［略］
（軽自動車税の納税義務者等） 第84条　軽自動車税は、３輪以上の軽自動車に対し、当該３輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。 ２　前項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者には、法第４４3条第２項に規定する者を含まないものとする。 ３　軽自動車等の所有者が法第４４5条第１項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第１項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。	（軽自動車税の納税義務者等） 第84条　軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。 ２　軽自動車等の所有者が法第４４5条第１項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。
（軽自動車税のみなす課税） 第85条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 ２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を３輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	（軽自動車税のみなす課税） 第85条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 ２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

３　法第４４4条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した３輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した３輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第４４4条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

４　法の施行地外で３輪以上の軽自動車を取得した者が、当該３輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該３輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第85条の３　環境性能割の課税標準は、３輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第85条の４　次の各号に掲げる３輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1)　法第４５1条第１項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の

１

(2)　法第451条第２項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の２

(3)　法第451条第３項の規定の適用を受けるもの　100分の３

（環境性能割の徴収の方法）

第85条の５　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第85条の６　環境性能割の納税義務者は、法第454条第１項各号に掲げる３輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

２　３輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第85条の７　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

２　前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 ３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 （環境性能割の減免） 第85条の８　市長は、公益のため直接専用する３輪以上の軽自動車又は第92条第１項各号に掲げる軽自動車等（３輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。 ２　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。	
（種別割の税率） 第86条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3)　［略］	（軽自動車税の税率） 第86条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3)　［略］
（種別割の賦課期日及び納期） 第87条　種別割の賦課期日は、４月１日とする。 ２　種別割の納期は、５月11日から同月31日までとする。	（軽自動車税の賦課期日及び納期） 第87条　軽自動車税の賦課期日は、４月１日とする。 ２　軽自動車税の納期は、５月11日から同月31日までとする。
（種別割の徴収の方法） 第88条　種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。	（軽自動車税の徴収の方法） 第88条　軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。
（種別割に関する申告又は報告） 第89条　種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、	（軽自動車税に関する申告又は報告） 第89条　軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内

軽自動車及び２輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４の２様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。	に、軽自動車及び２輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。
２　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び２輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４の２様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	２　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び２輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
３　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び２輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４の２様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。	３　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び２輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。
４　［略］	４　［略］
（種別割に係る不申告等に関する過料）	（軽自動車税に係る不申告等に関する過料）
第90条　［略］	第90条　［略］
（種別割の減免）	（軽自動車税の減免）

第91条　市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。	第91条　市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。
２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	２　前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
(1)～(8)　[略]	(1)～(8)　[略]
３　第１項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	３　第１項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
（身体障害者等に対する種別割の減免）	（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）
第92条　市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。	第92条　市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。
(1)・(2)　[略]	(1)・(2)　[略]
２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第２８３号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精	２　前項第１号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに、市長に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第２８３号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）

神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第１２３号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第１０５号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6)　［略］

3　［略］

4　第１項第２号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5　前条第３項の規定は、第１項の規定によって種別割の減免

又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第１２３号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第１０５号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6)　［略］

3　［略］

4　第１項第２号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の前日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5　前条第３項の規定は、第１項の規定によって軽自動車税の

を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第93条　［略］

２　法第445条若しくは第85条の２又は第84条第３項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第85条の２又は第84条第３項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

３～６　［略］

７　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第93条　［略］

２　法第445条若しくは第85条の２又は第84条第２項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第85条の２又は第84条第２項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

３～６　［略］

７　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

８・９　［略］	８・９　［略］
（国民健康保険税の課税額）	（国民健康保険税の課税額）
第１３4条　［略］	第１３4条　［略］
２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。	２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。
３・４　［略］	３・４　［略］
５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第７０3条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。	５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第７０3条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。
（国民健康保険税の減額）	（国民健康保険税の減額）
第１５9条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第１３4条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び	第１５9条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第１３4条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び

エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）の合算額とする。
(1)　法第７０3条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０3条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０3条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１0万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」とい	(1)　法第７０3条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０3条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０3条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１0万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」とい

う。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	う。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア～カ　［略］	ア～カ　［略］
	キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１３３条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について７７0円
	ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１３３条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について70円
	ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　８４0円
	（イ）　特定世帯　４２0円
	（ウ）　特定継続世帯　６３0円
(2)　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき30万５千円を加算した金額を超えない世	(2)　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に

帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア～カ　［略］

(3)　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当するものを除く。）

ア～カ　［略］

係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア～カ　［略］

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１３３条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について５５０円

ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１３３条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について50円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　６００円

（イ）　特定世帯　３００円

（ウ）　特定継続世帯　４５０円

(3)　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当するものを除く。）

ア～カ　［略］

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第133条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について220円

ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第133条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について20円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　240円

（イ）　特定世帯　120円

（ウ）　特定継続世帯　180円

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2)　［略］

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2)　［略］

(3)　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付

	金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　１６5円 イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　２７5円 ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　４４0円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　５５0円
3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
(1)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第１３5条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第24条の30の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	(1)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第１３5条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第24条の30の６に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6)　［略］

(2)～(6)　［略］

(7)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第１４６条の２の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第１４６条の３の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第１４６条の４の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険

附　則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第９条の３　平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第41条第１項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第５条の４第６項に規定するところにより控除すべき額（第３項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第22条及び第22条の２第１項の規定の適用については、第22条中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第９条の３第１項」と、同項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第９条の３第１項」とする。

３　第１項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の３月15日までに、施行規則で定めると

者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附　則

ころにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第５条の４第９項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。	
	（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）
第９条の３の２　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和７年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割額の額から控除する。	第９条の３　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第41条第１項に規定する居住年が平成21年から令和７年までの各年である場合に限る。）には、法附則第５条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割額の額から控除する。
２　前項の規定の適用がある場合における第22条及び第22条の２第１項の規定の適用については、第22条中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第９条の３の２第１項」と、第22条の２第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第９条の３の２第１項」とする。	２　前項の規定の適用がある場合における第22条及び第22条の２第１項の規定の適用については、第22条中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第９条の３第１項」と、第22条の２第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第９条の３第１項」とする。
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第10条　昭和57年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第25条第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	第10条　昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第25条第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。
２　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第25条第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第19条まで、第21条から第22条まで、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項、附則第９条の３の２第１項及び附則第９条の４の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	２　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第25条第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第19条まで、第21条から第22条まで、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の４の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
３　［略］	３　［略］
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）
第12条の２　［略］	第12条の２　［略］
２　［略］	２　［略］

３　法附則第15条第25項第１号イに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は２分の１とする。	３　法附則第15条第24項第１号イに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は３分の１とする。
４　法附則第15条第25項第１号ロに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は２分の１とする。	４　法附則第15条第24項第１号ロに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は３分の１とする。
５　法附則第15条第25項第１号ハに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は２分の１とする。	５　法附則第15条第24項第１号ハに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は３分の１とする。
６　法附則第15条第25項第１号ニに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は２分の１とする。	６　法附則第15条第24項第１号ニに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は３分の１とする。
７　法附則第15条第25項第２号に規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は14分の11とする。	７　法附則第15条第24項第２号に規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は２分の１とする。
８　法附則第15条第25項第３号イに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は12分の７とする。	８　法附則第15条第24項第３号イに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は２分の１とする。
９　法附則第15条第25項第３号ロに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は12分の７とする。	９　法附則第15条第24項第３号ロに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は２分の１とする。
10　法附則第15条第25項第３号ハに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は12分の７とする。	10　法附則第15条第24項第４号に規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は12分の７とする。
11　法附則第15条第25項第４号イに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は３分の１とする。	
12　法附則第15条第25項第４号ロに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は３分の１とする。	
13　法附則第15条第25項第４号ハに規定する設備について同号の規定により条例で定める割合は３分の１とする。	
14　法附則第15条第37項の規定により条例で定める割合は３分の１とする。	11　法附則第15条第36項の規定により条例で定める割合は３分の１とする。

15　［略］
16　法附則第15条の９の３第１項に規定により条例で定める割合は２分の１とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第12条の３　［略］
２～６　［略］
７　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6)　［略］
８　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　［略］

12　［略］
13　法附則第15条の９の３第１項の規定により条例で定める割合は２分の１とする。
14　法附則第15条の11第１項の規定により条例で定める割合は２分の１とする。
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第12条の３　［略］
２～６　［略］
７　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6)　［略］
８　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　［略］

(4)　令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	(4)　令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
(5)　［略］	(5)　［略］
(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	(6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
(7)　［略］	(7)　［略］
9　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	9　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等
(6)　［略］	(6)　［略］
10　［略］	10　［略］
11　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添	11　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添

付して市長に提出しなければならない。	付して市長に提出しなければならない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	(5)　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等
(6)　［略］	(6)　［略］
12・13　［略］	12・13　［略］
14　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	14　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］
15　法附則第15条の11第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第１１０号）第10条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設	15　法附則第15条の11第１項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条

である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2)　［略］

(3)　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第３７９号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6)　［略］

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第18条の２　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

２　知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が法第４４６条第１項（同条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）又は法第４５1条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

第３項第１号に規定する同法第２条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2)　［略］

(3)　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第３７９号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第３項の条例で定める同法第２条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6)　［略］

３　知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第18条の４の規定により読み替えられた第85条の６第１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第18条の３　市長は、当分の間、第85条の８の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第18条の４　第85条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第18条の５　市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第18条の６　営業用の３輪以上の軽自動車に対する第85条の４の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１号	１００分の１	１００分の０．５
第２号	１００分の２	１００分の１
第３号	１００分の３	１００分の２

２　自家用の３輪以上の軽自動車に対する第85条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「１００分の３」とあるのは、「１００分の２」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第20条　法附則第30条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月

（軽自動車税の税率の特例）

第20条　法附則第30条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第３項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年

の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第86条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第86条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
［略］	［略］
２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第86条の規定の適用については、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第86条の規定の適用については、当該軽自動車が令和７年４月１日から令和10年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
［略］	［略］
３　法附則第30条第３項の規定の適用を受ける３輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第86条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア（ウ）ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」とする。	３　法附則第30条第３項の規定の適用を受ける３輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第86条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和８年度分の軽自動車税に限り、同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア（ウ）ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」とする。

４　法附則第30条第４項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第86条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和７年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両指定番号を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２号ア（イ）中「3，900円」とあるのは「3，000円」と、同号ア（ウ）ａ中「6，900円」とあるのは「5，200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第21条　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第87条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第21条　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項又は第３項の規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第87条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取

定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第89条及び第90条の規定を除く。）を適用する。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに１００分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第22条　［略］

２　［略］

３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　［略］

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第１項

り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第89条及び第90条の規定を除く。）を適用する。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに１００分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第22条　［略］

２　［略］

３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　［略］

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）
第23条　［略］	第23条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第25条　［略］	第25条　［略］
２　［略］	２　［略］

3　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第26条　昭和63年度から令和８年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等	第26条　昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規定する優良住宅地等

のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。	のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。
(1)・(2)　［略］	(1)・(2)　［略］
２　前項の規定は、昭和63年度から令和８年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	２　前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
３　［略］	３　［略］
（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第29条　［略］	第29条　［略］
２～４　［略］	２～４　［略］
５　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに	５　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに

よる。

(1)　［略］

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　［略］

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第30条　［略］

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　［略］

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条第１項の規定による

よる。

(1)　［略］

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　［略］

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第30条　［略］

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　［略］

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第

市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　[略]

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第31条　[略]

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　[略]

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項、附則第９条の３第１項及び附則第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第１項

21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　[略]

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第31条　[略]

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　[略]

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項、附則第９条第１項及び附則第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　［略］
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第31条の２　［略］
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　［略］
(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　［略］
３・４　［略］
５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　［略］

(3)～(5)　［略］
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第31条の２　［略］
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　［略］
(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項及び第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項及び第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
(3)～(5)　［略］
３・４　［略］
５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)　［略］

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　[略] （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第31条の３　　[略] ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　　[略] (2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条	(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項及び第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項及び第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5)　[略] （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第31条の３　　[略] ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　　[略] (2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項及び第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項並び

、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　［略］

３・４　［略］

５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　［略］

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項、第９条の３第１項及び第９条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　［略］

に附則第９条第１項及び第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　［略］

３・４　［略］

５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　［略］

(2)　第21条から第22条まで、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項及び第９条の３第１項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項前段、第22条、第22条の２第１項並びに附則第９条第１項及び第９条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)　［略］

６　［略］	６　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の北上市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成30年４月１日から令和８年３月31日までの間に旧法附則第15条の11第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（北上市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第５条　北上市市税条例の一部を改正する条例（平成26年北上市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附　則 第６条　平成27年３月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る北上市市税条例第86条及び附則第20条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 ［略］	附　則 第６条　平成27年３月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定を受けた３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る北上市市税条例第86条及び附則第20条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 ［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第１７9条第１項の規定に基づき、専決処分する。

令和８年３月31日

北上市長　八重樫　浩　文